



▲福島みずほ議員秘書



▲菱谷良一さん(左)と



▲寺田しずか議員秘書



▲高橋千鶴子議員



▲寺田学議員秘書



▲岩淵とも議員秘書



▲緑川貴士議員秘書

## 国会請願署名 6議員にお届けしました



【秋田県版】

No. 396

2024年6月15日

治安維持法犠牲者  
国家賠償要求同盟

発行人：田中幹夫

〒113-0034 東京都  
文京区湯島2-4-4

秋田県本部

〒014-1413  
秋田県大仙市角間川町  
字東中上町27

最上健造 方

TEL&FAX  
0187-65-2115

### 同盟運動の目的

- ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために
- 1、国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること
  - 2、国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと
  - 3、国は、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表すること

5月15日国会請願のため最上会長と2人参加してきました。午前10時ごろ、議員会館に到着、通行証をもらい「大会議室」へ。最初は半分ぐらいの人数でしたが、その後続々と人が集まり、打ち合わせの会議時間11時。北海道から家族に付き添われてきた存命のただ一人の犠牲者菱谷良一さん102歳が報道陣の取材に囲まれていました。

会議では立憲民主党の近藤正一議員、日本共産党の宮本岳志議員、山添拓議員の激励のあいさつを受けました。そのほか3人の国会議員秘書の皆さんが激励に参加してくれました。

その後菱谷さんが「特別高等警察に検挙されたこと、私はじめ犠牲者に対し国は何らかの責任を取るのとは当然ではないか」と、車椅子から張りのある声であいさつしたのが印象的でした。

昼食後、140人の参加者はそれぞれ県と繋がりのある国会議員に「国家賠償法の制定を求める請願」協力要請の訪問をしました。

私たちは、寺田学、緑川貴士、寺田静、高橋千鶴子、岩淵友、福島瑞穂の各議員に一

人300筆の署名を持参して  
訪問しました。

国会開会中のためか、本人  
に会えたのは高橋千鶴子議員  
一人で、ほかは秘書の方との  
面談でした。しかし事前に書  
面で要請していたこと、毎年  
の要請でもあることから、か  
皆さん快く応対してくれたこ  
とにうれしく思いました。

〈県事務局長 藤田精士 記〉

## 国会請願受領の お知らせ

緑川貴士衆院議員より手紙

5月15日、県同盟が紹介議  
員の承諾をお願いした秋田2  
区の緑川議員(立民)より、  
さつそく衆議院に提出し、受  
領されたと丁寧な文面の手紙  
が届きました。公報の最初に  
「治安維持法犠牲者に対する  
国家賠償法の制定に関する請  
願(緑川貴士君紹介) (第一  
八三四号)」と記された5月  
27日(月)発行の「衆議院公  
報第八十三号(二)」を同封  
されていきました。(下記参照)



2024年5月29日

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟  
秋田県本部

会長 最上 健造 様

衆議院議員 緑川 貴士

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

満日は、わざわざご来訪いただき、誠にありがとうございました。

せっかくの機会にお目にかかれず申し訳ありませんでした。

その際、お預かりいたしました「治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の  
制定を求める請願」につきまして、紹介議員として衆議院に提出、  
受領されました。ご参考まで衆議院公報の写しをお送りしますので、  
ご査収ください。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。  
上、取り急ぎご報告いたします。

謹白

第二十三回 衆議院公報 第八十三号(二)

令和六年五月二十七日 月曜日

衆議院

### 請 願

○請願書受領 五十以上の署名を要した。

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願 緑川貴士君紹介 (第一八三四号)

佐々木 健一 (八二四四号)  
佐々木 健二 (八二四五号)  
佐々木 健三 (八二四六号)  
佐々木 健四 (八二四七号)  
佐々木 健五 (八二四八号)  
佐々木 健六 (八二四九号)  
佐々木 健七 (八二五〇号)  
佐々木 健八 (八二五一号)  
佐々木 健九 (八二五二号)  
佐々木 健十 (八二五三号)  
佐々木 健十一 (八二五四号)  
佐々木 健十二 (八二五五号)  
佐々木 健十三 (八二五六号)  
佐々木 健十四 (八二五七号)  
佐々木 健十五 (八二五八号)  
佐々木 健十六 (八二五九号)  
佐々木 健十七 (八二六〇号)  
佐々木 健十八 (八二六一号)  
佐々木 健十九 (八二六二号)  
佐々木 健二十 (八二六三号)

佐々木 健二十一 (八二六四号)  
佐々木 健二十二 (八二六五号)  
佐々木 健二十三 (八二六六号)  
佐々木 健二十四 (八二六七号)  
佐々木 健二十五 (八二六八号)  
佐々木 健二十六 (八二六九号)  
佐々木 健二十七 (八二七〇号)  
佐々木 健二十八 (八二七一号)  
佐々木 健二十九 (八二七二号)  
佐々木 健三十 (八二七三号)  
佐々木 健三十一 (八二七四号)  
佐々木 健三十二 (八二七五号)  
佐々木 健三十三 (八二七六号)  
佐々木 健三十四 (八二七七号)  
佐々木 健三十五 (八二七八号)  
佐々木 健三十六 (八二七九号)  
佐々木 健三十七 (八二八〇号)  
佐々木 健三十八 (八二八一号)  
佐々木 健三十九 (八二八二号)  
佐々木 健四十 (八二八三号)

佐々木 健四十一 (八二八四号)  
佐々木 健四十二 (八二八五号)  
佐々木 健四十三 (八二八六号)  
佐々木 健四十四 (八二八七号)  
佐々木 健四十五 (八二八八号)  
佐々木 健四十六 (八二八九号)  
佐々木 健四十七 (八二九〇号)  
佐々木 健四十八 (八二九一号)  
佐々木 健四十九 (八二九二号)  
佐々木 健五十 (八二九三号)  
佐々木 健五十一 (八二九四号)  
佐々木 健五十二 (八二九五号)  
佐々木 健五十三 (八二九六号)  
佐々木 健五十四 (八二九七号)  
佐々木 健五十五 (八二九八号)  
佐々木 健五十六 (八二九九号)  
佐々木 健五十七 (八三〇〇号)  
佐々木 健五十八 (八三〇一号)  
佐々木 健五十九 (八三〇二号)  
佐々木 健六十 (八三〇三号)

## 朝ドラ「虎と翼」関連

## 三淵嘉子に続いた秋田の西岡光子

朝ドラの「寅子」のモデルは女性弁護士第一号の「三淵嘉子」だ。明治大学専門部女子部法科で「三淵嘉子」と同期の中田正子（島根で弁護士）の一年後輩で、東北そして秋田県の最初の女性弁護士が「西岡光子」である。

西岡光子は1915（大正4）年に秋田市で、鈴木安孝の娘として生まれた。鈴木一は実兄である。没年は1996（平成8）年。

父の鈴木安孝は戦前、秋田地方裁判所判事、弁護士、秋田市議、県議、衆議院議員、秋田市長を歴任。戦後、第一回目の選挙で参議院議員となった。

兄の鈴木一は、戦後、父の後を継ぎ参議院議員となり社

会党に入党。のち衆議院議員となり民主社会党、社民党となった。衆議院議員4期務めたが、1972年秋田一区で共産党の中川利三郎に競り負け落選した。しかし1975年、共産党や社会党などの革新統一候補として県知事選挙を小畑勇二郎と闘い善戦した。

## ◆『秋田県婦人生活記録史 下巻』（1985（昭和60）年・編集「秋田県」、発行「秋田県婦人生活記録史刊行会」）に西岡光子の手記が載っている。

西岡光子はなぜ弁護士をめざしたのか。前記『婦人生活記録史』に掲載された手記のごく一部を紹介したい。

## 弁護士をめざして 西岡光子



私に『今後 弁護士法が

改正になり、女でも弁護士になれるようになる。法律を勉強して試験を受けてみてはどうか』としきりに勧めた。母も父に同調した。（中略）さて、父に誘われて衆議院の審議を傍聴に行った。そのとき父が、議員の仲間に、——あとで星島二郎弁護士と知った——『この娘がね……』と紹介したので、私は父の希望の切なることがじんときて、このとき弁護士の方向に行かなくてはならぬまいと心に決めた。

▼「その当時、女で法律を学ぶことのできる学校は、明治大学専門部女子部だけだった。（中略）女子部の一年以上のクラスには中田正子さん（島根で弁護士）、三淵嘉子さん（東京家庭裁判所長）が

既に入學していたが、今健在なのは私だけである。」

▼「学生時代に、女性三人で法廷見学に行ったとき、編み笠をかぶって民事の法廷に連れてこられた婦人がいた。この法廷は離婚事件であったが、彼女は一方では姦通罪で告訴され裁かれている身のようであった。男の不貞が許されている時代、女だけをこうまでしなくてもいいのにと義憤を感じたものだった。」

▼「十三年の司法試験で中田さん、三淵さん、久米さんが合格した。日本で最初の女性合格者だった。この三人の合格は私にもやればできるとの自信をもたせ、その翌年の試験に私が合格した。十六年に東京で弁護士の実務修習を終え、十七年に秋田の父の元へ帰り、秋田弁護士会に入会、父とともに法廷に立つことになった。」

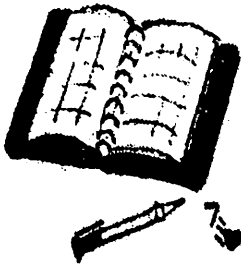
# 学習資料19

## ■戦前・戦中の結婚観について

NHKの朝ドラ「虎と翼」が多方面から賛意好評を得ている。

主人公の寅子は「結婚」を思いつき、結婚し母となる。生き甲斐ある職業との葛藤が描かれていた。

実生活でも法律の上でも女性の権利と社会的位置が注視されているが、ここでは当時の「結婚」について考えてみたい。



### ◆『結婚読本 第5輯』

（川崎利太著・新興生活叢書・昭和11年7月発行）より部分抜粋

#### ★小見出し「女性の本質は母」

「しからば女独自の特色はなんであるか。それはもちろん母たることである。即ち女が人類の使命のうちでこの子供を産む任務を持っているのである。……人間の仕事のうちで、これほど尊い任務はないのである。……つまり一切の目的は、人類の生存発展あつてこそ、始めて可能になる。かく考えて来ると子供を産むことは、人類として最も重要な仕事である。故に母となることは、子供を生み、且つ育て、人類の存続発展を司る重要な仕事と云わねばならない。」

#### ★「本来他の為に」

「女性の使命は母たることであり、且つ妻たることであり、何れにせよ自己以外の他人の為に自己を捧げることとその天職として居る。……男でも真の幸福を享受しようとするならば、それは真の道徳、即ち自己を他のために犠牲にする外はないと思う。この点から考えて、爆弾三勇士の如きは、本当の幸福を得たものと思われ。女こそ爆弾を抱いて、自己を子供の為、夫の為に、犠牲になし得るのではないか。」

#### ★「無自覚な独身主義者」

「世の中には、母たることが、女性として重大な意義あることを悟らない者がある。それはただ一時若気の至りから、刹那の快楽を追うものの、世迷いの考えに過ぎない。女性の尊い使命を放棄して、何で幸福を掴み得ようか。」

#### ★「結婚の家族的意義」

「乃木大将が静子夫人をめとられた時に、『お前はこの乃木に嫁いできたのか、乃木家に来たのか』と問われたと伝えられている。その時夫人は『私は乃木家に参りました』と答えられた。『それでよい』と大将はうなずかれたと云う。これは、結婚に家庭的意義あることを、はつきり理解してのことである。……家族制度の我が国に於いては、嫁は父母に仕えるためのものであることが、はつきり意識されて居た。従つて時には、夫婦仲の睦まじい間でも、時には家風に合わないとして破鏡の嘆を見る事さえあつた。これ等は、あまりよい風習でなかったかも知れないが、しかし結婚が、本来家族的のものである事だけは、このことによつて明瞭だと思ふ。」

#### ★「結婚は国民的義務の遂行」

「結婚は最も多くの国民的意義がある。一は優良なる国民繁栄のためのものであり、他は国民思想の円満なる発達のためのものである。故に我々



は飽くまでもその子孫をして、忠良なる臣民たるように、養成しなければならぬと思う。国家を忘れる国民を作るならば、誠に申し訳ないことである。この点から古来の母親は、自分の子供が国家のお役に立つことを、非常に喜んだものである。仙台萩でも寺子屋でも、よくこの日本精神を表している。」

### ★「結語」

「飽くまでも、神が人間に託した重大使命を果たす為の、大切なこととして結婚するのである。従ってそれが、自分につらいとか嫌だとか、勝

手気ままの言えた義理ではない。一種神秘的な崇高なる重大意義を、了解せねばならぬ。これが結婚の本義である。」

### ★「尊族の健全なる家」

「近頃の女の中には、夫婦差し向かいの家庭を望んで、係累のなるべく少ない相手を欲する者が多い。これは人間が次第に利己的になり、横着になつてくると、我儘からかかることを欲するのは一応うなずけると思う。しかしながら、これは非常に誤った考えである。それは結局、個人主義の誤った考えによつていのである。……人生の真の目的は、この世の中に立派な皇道主義の道を広めることにあり、そのためには、優良なる子孫を多く遺す必要がある。優良な子孫を繁栄せしむる為には、家族制度の家庭が絶対に必要である。……だから成るべく家族、殊に尊長の揃つていゝ家庭を選ぶべきである。」



能代山本支部 児玉金友

### 九条のバトンを孫にタッチする

反省はして見せるだけ靖国派  
愛国心やがて軍歌を歌わされ  
早く死ねむかし戦争いま福祉  
美しい国に九条邪魔という  
首なしの地蔵が語る土崎忌  
アメリカに行くたび紐が太くなり  
九条と教育守り孫守る  
傘をとれ非核の空は晴れている  
青空に鳩が九条画いている  
憲法を無視する自公グッドバイ

児玉金友「川柳句集」より

「不屈」再録シリーズ<sup>(38)</sup>  
県版「不屈」(2002年12月No.139より)

## 治安維持法弾圧と女性たちの闘い 同盟女性部の意義と役割を考える(1)

近江谷昭二郎(故人)

※なおこの文章は女性会員の  
会議で近江谷県本部会長がお  
話した大要であるが、再録で  
は「二」を紹介する。

### 二、侵略戦争と暴圧に抗 した秋田の女性たち

秋田県でも、治安維持法弾



圧の暴圧に抗して勇敢に闘つた女性たちは少なくありません。ご承知のように作家の松田解子さんは、仙北郡荒川鉾山の労働者の家に生まれ、教員となり、社会主義を学び、上京後に作家の道をすすみますが、三・一大弾圧で検挙され、終戦まで警視庁の監視下におかれた。

戦後、一九四七(昭和22)年の総選挙で共産党から秋田二区で立候補して闘っています。

小柳アイさんは、平鹿郡増田町に生まれ、東京女子高等師範学校在学中に共産青年同

盟に加入し、活動中に検挙、一九三一(昭和6)年、共産党に入党し、治安維持法違反で検挙・投獄され、戦後は、埼玉県で婦人民主クラブを結成、会長に就任している。

治安維持法違反で検挙・投獄された女性には、平鹿郡旭村の保健婦として鈴木清さんの仕事をたすけた沢里千代子さん。

土崎港町で秋田県の共産党組織確立者の一人である佐藤謙蔵さんの妻となる棚橋タノさん。

秋田県の共産党組織責任者の棚橋貞雄さんの妻で女医の棚橋カツさんなどがある。

また、獄死した鶴沼勇四郎のいとこで、農民組合の常任書記となり、生涯を農民運動に捧げた雄勝郡三輪村の佐藤ミツさん、などもいた。

(二月号につづく)

※掲載は三月号にずれ込んだ。

全国大会 6月19・20日

県大会 7月21日(日)

- ・「会員拡大特別期間」  
すべての支部が自主目標達成に全力を
- ・支部総会の日程化をすすめよう
- ・会費は県大会まで全員が納めよう

## ◆加藤登紀子 (歌手)

「今、起きている戦争は技術を競う戦争になってしまっています。戦争によって次の戦争の技術を開発できる。そのチャンスに乘ろうとしている人たちがいっぱいいます。そんな中で政府は、日米首脳会談で、日米軍事同盟の強化を約束しました。それ自体が憲法違反です。日本は絶対戦争をしない国なのだということを強く主張したいですね」

(4・28/5・5「しんぶん赤旗 日曜版・合併号」より)

## ◆アalam (パキスタン国連大使)

(イスラエルのエルダン国連大使の国連憲章裁断演説に對し)「今日、国連、国連総会、加盟国に対する侮辱を聞いた。これは侵略者の傲慢だ。過去70年間、国連憲章にうたわれたパレスチナ人民の自決権を踏みにじってきた占領者

が処罰されてきなかった事実を反映している。総会はこのような侮辱に適切な対応を行うだろう」

(5・12「しんぶん赤旗」より)

◆猿田佐世 (新外交イニシアティブ (ND) 代表・弁護士)

## 今月の注目言葉



「外交によって、国家間の緊張を緩和することこそが、何よりも私たちが必要としている事なのです」「この素晴

らしい憲法のもと、平和国家日本であり続けさせるために、来年の集会に参加者1人ひとりが20代以下の1人を連れてこれるように、1年間がんばりましょう」

(5・18「新婦人しんぶん」)

「ホットライン」より)

◆井沢京子 (自民党の目黒区の都議候補)

「裏金はおかしい。普通の企業だったら経営陣は総入れ替えです。今の自民党は長老に振り回されて私も嫌な思いをした」

(5・20「しんぶん赤旗」)

「政治考」より)

◆大鵬 (故人・第48代横綱)

「力士として強くなろうとすることは、人としての品格をあげる、つまり、人として精進することだ」「品格とは、誠実であり、責任感であり：人としてのやさしさや思いやりが含まれる」

(5・28「しんぶん赤旗」)

「鼓動」より)

◆山田朗 (明治大学教授)

「戦争の記録や記憶をどう受け継ぐかが今、大事なところだ」「一人一人の声で動かすことができる。それは信じられる希望だと思います。これから歴史をいっしょにつくりましょう」

(6・3「しんぶん赤旗」)

「作家・小林エリカさんとの対談」より)

## 新会員紹介

入会を心から

歓迎します

【秋田支部】

松田 康子 さん

【横手支部】

矢野 伸 さん

## シリーズ（1）

私は思う。私は言いたい。

5兆円とルネサンス  
——未来社会論を学習して

秋田支部 佐藤清一

最近、共産党の志位さんが行った民青同盟主催のオンラインゼミ「『人間の自由』と社会主義・共産主義——『資本論』を導きに」を読んだ。その中で、特に次の一節が私の頭に染み込んできました。

「搾取によって奪われているのは『モノ』や『カネ』だけではない。『自由に処分できる時間』が奪われている、この時間こそ人間と社会にとって『真の富』であり、これを取り戻し、豊かに拡大していくのが社会主義・共産主義である。」

これまでの私の理解では、搾取されるのは剰余労働によって生み出される富であり、「時間」という発想はありませんでした。それで未来社会論について少し学び直してみました。そこで得た二つの「感想」について述べたいと思います。

一つ目。トヨタの昨年の利益が5兆円にもなるというニュースをみて、これは搾取という観点でみるとどういうレベルになるのか、という点です。もう20年も前になるが、トヨタの年間利益が1兆円になったときいてトヨタの労働者は

いったいいくら搾取されているのか計算してみたことがあります。

仮に労働者数を下請けを含めて全世界で100万人だとすれば、1兆円÷100万人＝100万円÷一人当たり100万円の搾取ということになり、「100万人から100万円ずつか」と資本主義の理不尽さを考えたことがありました。

それが昨年は5兆円。今回は別の角度からこれを検証してみました。志位さんの講義では、2000年のデータに基づくある学者の計算によると、8時間労働に換算した必要労働時間（賃金）は3時間42分（46%）剰余労働時間（搾取された分）4時間18分（54%）だという。この割合を昨年度に置き換えるかどうか。名目賃金は月平均33万2,533円なので年収は12倍して約339万円、した

がって搾取された額は399万円×54/46＝464万円となり、これをトヨタが100万人から徴収すれば4・64兆となりほぼ5兆円となる。恐ろしいことだと思えます。（以下次号に続く）

## 県版「不屈」新企画

支部のページを設けます。

原稿大募集!!

○「私は思う。私は言いたい。」

○支部の活動。支部の計画。絵手紙。詩・俳句・川柳

○読書感想文

なんでも結構!!